

府中市障害者スポーツ推進連携会議（仮称）設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、障害の有無に関わらず全ての市民がスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた生活を送れる「スポーツタウン府中」の発展を目指し、府中市障害者スポーツ推進連携会議（仮称）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 府中市障害者スポーツ推進連携会議（仮称）は、次に掲げる事項について意見の交換等を行うものとする。

- (1) 障害者のスポーツ実施に係る課題及び情報の共有に関する事項
- (2) 障害者スポーツの普及啓発に関する事項
- (3) 障害者のスポーツ実施率向上に向けた地域の連携の強化に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障害者スポーツ推進に関し必要と認める事項

（構成）

第3条 府中市障害者スポーツ推進連携会議（仮称）は、次に掲げる者から協議事項に応じて招集し、行うものとする。

- (1) 障害福祉関係団体の構成員
- (2) 地域生活支援センターの職員
- (3) 府中市立心身障害者福祉センターの職員
- (4) スポーツ関係団体の構成員
- (5) 府中市スポーツ推進委員
- (6) 市内のトップチーム関係者
- (7) 東京都障害者スポーツ協会の職員
- (8) 府中市文化スポーツ部スポーツタウン推進課の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（会議の公開）

第4条 府中市障害者スポーツ推進連携会議（仮称）の会議録は公開とする。ただし、公開することが適当でないとき認められるときは、非公開とすることがで

きる。

(構成員以外の出席)

第5条 府中市障害者スポーツ推進連携会議(仮称)は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 府中市障害者スポーツ推進連携会議(仮称)の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか府中市障害者スポーツ推進連携会議(仮称)の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和6年4月●●日から施行する。